

事 務 連 絡
平成12年5月15日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局
老 人 保 健 課

介護報酬等に係るQ & A No. 3 について

介護報酬等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添の通りQ & Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容後了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

介護報酬等に係る Q & A No. 3 一覧

I 介護報酬関係

(1) 在宅サービス

【通所サービスの前後に併設医療機関を受診した場合の送迎について】

平成12年4月28日付介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に係るQ & A Vol. 2」において、通所リハビリテーションのサービス開始前又は終了後における併設保険医療機関の受診は可能とあるが、そうした受診の前又は後に送迎を行った場合、通所サービスに係る送迎加算についても算定できるか。

(答)

算定できない。

通所サービスと保険医療機関における受診は別の時間帯に行われる別のサービスであることから、通所サービス前の受診のために送迎(片道)を行った場合も、通所サービス後の受診後の送迎(片道)を行った場合も当該送迎は通所サービスに係る送迎とは見なすことは出来ず、加算を算定することもできないものである。

(2) 施設サービス

1 【初期加算について】

「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日 厚生省老企発第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」によれば、初期加算の算定については、短期入所サービスを利用していた者が日を開けることなく引き続き当該施設に入所した場合には、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定することとされているが、短期入所から退所した翌日に同じ施設に入所した場合も同様に取り扱うものと考えるがいかがか。

(答)

貴見のとおり。

2 【併設介護保険施設間での入退所日の基本食事サービス費の算定について】

介護老人保健施設において3食提供された後に退所した利用者が、同日に併設されている介護療養型医療施設に入院し、当該医療施設では食事を提供されなかった場合は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準

（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日 厚生省老企発第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」によれば、介護老人保健施設の退所日を算定せず、介護療養型医療施設の入所日を算定するとなっているが、基本食事サービス費についてはどうか。

（答）

老人保健施設の退所日の基本食事サービス費は算定しないが、介護療養型医療施設の入院日において基本食事サービス費を算定し、当該老人保健施設と調整しても差し支えない。

なお、こうした扱いは問のような場合に限ったものであり、介護療養型医療施設において1食でも提供された場合は、介護療養型医療施設において基本食事サービス費を算定するものである。

3 【管理栄養士が月の途中で退職した場合の基本食事サービス費について】

「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第21号）」の別表第2 基本食事サービス費注1に該当し、常勤の管理栄養士によって食事の提供が管理されていた施設において、当該管理栄養士が月の途中で退職し、栄養士による管理となった場合の、当該月の基本食事サービス費の算定方法如何。

（答）

管理栄養士が月の途中で退職し、栄養士による食事の提供の管理となった場合、当該月は栄養士による食事の提供の管理である1,920円を算定することとなる。

4 【人工肛門のストマ用装具の扱いについて】

人工肛門を造設している入所者又は入院患者のストマ用装具について、入所者又は入院患者からその実費を徴収できるか。

（答）

その他利用料として実費を徴収して差し支えない。（なお、障害者施策で給付される場合があるので、市町村への相談に便宜を図る等、適切に対応されたい。）

5 【介護老人保健施設の特別な療養室に係る利用料の扱いについて】

特別な療養室の提供に伴う利用料を徴収している入所者が外泊した場合、その外泊中についても、当該入所者から特別な療養室の提供に伴う利用料を徴収できるか。

(答)

徴収して差し支えない。

Ⅱ 請求方法関係

【訪問介護の出張所の係る地域区分の適用について】

A市（特甲地）に本拠地のある訪問介護事業所が、B市（乙地）に出張所（サテライト事業所）をもっている場合、この出張所に常勤している訪問介護員が行う訪問介護は、地域区分として、乙地で請求することになるのか。

(答)

本拠地の特甲地ではなく、訪問介護を提供した出張所（サテライト事業所）の地域区分である乙地の区分で請求することになる。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているA市にある事業所の状況を記載することになるが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は乙地の10.18円/単位を記載する。

Ⅲ その他

【利用者負担額の調整の必要性について】

サービスの提供の都度利用者負担額を徴収している場合、端数処理により、給付費明細書欄の「利用者負担額」と一致しない場合があるが、事業者においては、この額を明細書に一致させるよう調整する必要があるか。

(答)

利用者負担額について、実際徴収した額と給付費明細書上にある「利用者負担額」との調整は必要ないものとする。